

桐朋学園大学学則

第1章 総則

- 第1条 本学は教育基本法の精神に従い、広く知識を授けるとともに音楽の専門教育を与え、人格の完成を図り、有為な音楽家を育成することを目的とする。
- 2 本学は前項の目的を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表する。
- 3 前項の点検及び評価に関する事項は、別に定める。

- 第2条 本学は、桐朋学園大学と称する。
本学の位置は、東京都調布市若葉町1丁目41番地1とする。

第2章 学部・学科・修業年限

- 第3条 本学の修業年限は、4年とする。
- 2 在学期間は、8年を超えることはできない。

- 第3条の2 本学は、本学に3年以上在学し、卒業の要件として本学の定める単位を優秀な成績で修得したと認められる者が、前条に定める修業年限を満たすことなく卒業することを希望する場合には、その卒業を認めることができる。

- 第4条 本学に次の学部及び学科を置く。
音楽学部：音楽学科

- 第5条 音楽学科に次の専攻を置く。
ピアノ専攻、弦楽器専攻、管楽器専攻、打楽器専攻、ハープ専攻、古楽器専攻、声楽専攻、作曲専攻、指揮専攻、音楽学専攻

第3章 学年・学期及び休業

- 第6条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。
- 第7条 学年を前期と後期の2期に分け、各期間については、別に定めるところによる。
- 第8条 定期休業日は、次のとおりとする。ただし、学長が必要と認めるときは、これを変更することがある。
- (1) 日曜日
 - (2) 「国民の祝日に関する法律」に規定する休日
 - (3) 本学の記念日 5月10日
 - (4) 夏季休業 別に定めるところによる
 - (5) 冬季休業 別に定めるところによる
 - (6) 春季休業 別に定めるところによる

第9条 前条に規定するほか、臨時の休業を行うことがある。臨時の休業は、学長がこれを定める。

第4章 授業科目

第10条 本学に次の授業科目を置く。

語学科目、一般教養科目、専門科目、教職課程科目

第11条 授業科目は、これを必修科目と選択科目に分ける。

2 授業科目、前項に定める科目の別及び単位数は、別表1のとおりとする。

第5章 履修方法及び単位数

第12条 授業科目は毎学年の始め、又は必要があるときは学期中に、これを発表する。

第13条 学生は履修しようとする授業科目を選定し、別に定める期日にこれを届け出て許可を受けなければならない。一旦選定した授業科目を変更する場合も、同様とする。

2 学生が、1年間に履修登録することができる単位数の上限は、別に定める。

第14条 各授業科目を履修し、第17条に定める修了の認定に合格した者には、その授業科目所定の単位を与える。

第14条の2 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより、又はこれらの併用により行うものとする。

2 前項の授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 前項により修得する単位数は、60単位を超えないものとする。

第15条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算する。

(1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で定める時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で定める時間の授業をもって1単位とする。

(3) 個人指導の実技については、5時間の授業をもって1単位とする。

2 前項第1号及び第2号の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作、卒業演奏等の授業科目については、学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらの学修等を考慮して、単位数を定める。

第16条 学生は、在学期間中に次の単位数を修得しなければならない。

(1) 語学科目については、8単位以上

(2) 一般教養科目については、18単位以上

(3) 専門科目については、76単位以上

2 本学が教育上有益と認めるときは、合わせて60単位を超えない範囲で、次の各号によ

る履修又は学修について、本学における授業科目の履修とみなし、又は本学において修得した単位とみなすことができる。

- (1) 本学の定めるところにより国内外の他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位その他文部科学大臣が別に定める学修における履修
- (2) 短期大学又は高等専門学校の特攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修
- (3) 学生が本学に入学する前に、大学若しくは短期大学において履修した授業科目又は前号による学修（科目等履修生として修得した単位を含む。）

3 前項の詳細については、別に定める。

第 16 条の 2 教育職員免許状を得ようとする者は、前条第 1 項に規定するもののほか、教育職員免許法（昭和 24 年法律第 147 号）及び同法施行規則（昭和 29 年文部省令第 26 号）に規定する所定の教職に関する授業科目を修得しなければならない。

2 取得できる教育職員免許状は、次の種類とする。

- (1) 中学校教諭一種免許状（音楽）
- (2) 高等学校教諭一種免許状（音楽）

第 6 章 授業科目修了の認定試験

第 17 条 授業科目修了の認定は、試験又はそれに代えうる方法による。試験は期末の適当な日時にその履修した科目について、筆記、論文、口述、実技等によって行う。

第 18 条 各授業科目の成績評価は、「S・A・B・C・D」の 5 段階とし、「D」は不合格とする。

2 前項にかかわらず、別に定めるところにより、「合格（「合」と表記）」又は「認定（「認」と表記）」をもって評価することができる。

第 19 条 病気その他やむを得ない理由によって第 17 条の修了の認定を受けることができない者は、別に定めるところにより追試験等を受けることができる。

第 7 章 卒業・学位

第 20 条 本学に 4 年以上（第 3 条の 2 を適用する場合は、3 年以上）在学し、第 16 条に定める単位を合計 124 単位以上取得した者には、卒業証書を与える。

第 21 条 本学を卒業した者に、学士（音楽）の学位を授与する。

2 学位に関する規則は、別に定める。

第 8 章 入学・転学・退学・休学等

第 22 条 本学は、学年の始めに学生を入学させる。

第 23 条 本学に入学しうる者は、学校教育法第 90 条（昭和 22 年法律第 26 号）及び同法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）第 150 条の規定により、次の各号の一に該当す

る者とする。

- (1) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程により、12年の学校教育を修了した者
- (3) 通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者
- (4) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者、又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (5) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (6) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (7) 文部科学大臣の指定した者
- (8) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (9) その他、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると本学において認められた者であって、18歳に達したもの

第23条の2 前条の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する者であって、特に優れた資質を有すると認めるものを入学させることができる。

- (1) 高等学校に2年以上在学した者
- (2) 中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部又は高等専門学校に2年以上在学した者
- (3) 外国において学校教育における9年の課程に引き続く学校教育の課程に2年以上在学した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程に2年以上在学した者
- (5) 第23条第6号の規定により文部科学大臣が別に指定する専修学校の高等課程に同号に規定する文部科学大臣が定める日以後において2年以上在学した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則第4条に定める試験科目の全部（試験の免除を受けた試験科目を除く。）について合格点を得た者で、17歳に達したもの

第24条 入学志願者は所定の期日までに、入学願書に別に定める書類及び入学検定料を添えて提出しなければならない。

第25条 入学志願者に対して、別に定めるところにより、選考を行う。

第26条 前条の選考の結果に基づき、合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、次の書類を提出するとともに、第45条の納付金を納付しなければならない。

- (1) 住民票又は住民票記載事項証明書
- (2) 誓約書
- (3) 身元保証書
- (4) その他必要書類

第26条の2 学長は、前条の入学手続を完了した者に入学を許可する。

第 27 条 学長は、他の大学等から転学及び編入学を希望する者があるときは、別に定めるところにより選考のうえ、これを許可する。

第 27 条の 2 前条の転学又は編入学ができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 大学学部第 1 年次以上を修了した者
- (2) 短期大学を卒業した者

第 27 条の 3 転学及び編入学の場合の学年の配属及び単位認定その他必要な事項については、別に定める。

第 28 条 退学願により本学を退学した者が再入学を希望するときは、選考の上、入学を許可することがある。

第 29 条 入学する者（以下「新入学者」という。）は、独立の生計を営む満 25 歳以上の保証人を立てなければならない。

2 保証人は、新入学者の在学中の事柄について、別に定めるところにより責任を負うものとする。

第 30 条 保証人住所が本学所在地（東京都）以外にあるときは、別に定める者を第二保証人として立てなければならない。ただし、新入学者が保証人と同居している場合は、この限りではない。

第 31 条 保証人が死亡、又はその他の理由でその責をつくし得ないときは、新しく保証人を選定し、直ちに届け出なければならない。

第 32 条 保証人及び第二保証人の住所・氏名等が変更になった場合は、直ちに届け出なければならない。

第 33 条～第 35 条 削除

第 36 条 本学で引き続き 3 カ月以上学業を継続することができないときは、所定の書類を提出し、休学の許可を願い出なければならない。ただし、病気を理由とする場合には、医師の診断書又は保証人連署の理由書を添えなければならない。

第 37 条 学生本人が死亡した場合、及び法的身分に異動が生じた場合、保証人は直ちにこれを届け出なければならない。

第 38 条 休学期間は、1 年以内を原則とする。ただし、特別な事由があるときは、学長の承認により、その期間を延長することができる。

2 前項のただし書きにおいて、通算して休学できる期間は、4 年を超えることはできない。

3 休学は、学期を単位とし、学期開始前に願い出るものとする。ただし、病気を理由とする場合は、この限りでない。

第 39 条 休学の事由が消滅して復学を希望するときは、所定の書類を提出し、復学の許可を願い出なければならない。ただし、休学が病気を理由とする場合には、復学願に医師の診断書又は事由書を添えなければならない。

第40条 休学した期間は、これを在学期間に算入しない。

第41条 専攻の変更を希望するときは、別に定めるところにより、これを認めることがある。

第42条 退学又は他の大学へ転学を希望する者は、保証人連署のうえ、これを願い出て学長の許可を受けなければならない。

第43条 学生が次の各号に該当するときには、教授会の議を経て、学長が退学又は懲戒を命ずることができる。

(1) 在学年限を超えた者

(2) 休学期間を超えて、なお復学することができない者

(3) 性行不良で改悛の見込がないと認められる者

(4) 学業を怠たり、成業の見込がないと認められる者

(5) 本学の規則命令に背き、その他学生としての本分に反する者

2 前項第1号から第4号に該当する者は退学とし、第5号に該当する者はその情状により戒告、停学又は退学の懲戒とする。

第43条の2 休学、退学、復学及び再入学の詳細に関しては、別に定める。

第9章 入学検定料・入学金・授業料・その他の学費

第44条 学費は、別表2に定めるとおりとする。

2 前項に掲げる以外の費用の徴収については、別に定める。

第45条 前条第1項の学費（新入学者が入学手続に当たって納付すべき納付金を含む。）の納期は、別表2に定める。

第45条の2 前期又は後期の全期間を休学した場合は、当該期分の授業料の4分の3及び施設設備費を免除する。

第46条 実験、実習及び楽器使用等に関する費用は、別に定める。

第47条 納付済の学費は、事情のいかんを問わずこれを返還しない。ただし、指定期日内に申し出た入学辞退者に対する入学金以外の納付金は、この限りでない。

第48条 学費支弁の困難な学生には、成績その他の事情を考慮し、奨学金を貸与又は給付し、若しくは学費の全額または一部の納付を免ずることがある。

2 奨学金に関する事項は、別に定める。

第49条 学費を滞納し、本人及び保証人に催告してもなお、納入しない者を、学長は除籍することがある。

2 除籍の手続は、別に定める。

第10章 収容定員

第50条 本学の定員は、次のとおりとする。

	入学定員	収容定員
音楽学科	180名	720名

第11章 職員組織

第51条 本学に学長を置く。

2 学長は、本学を代表し、本学の教育理念に基づき校務をつかさどり、所属教職員を統督する。

第51条の2 本学に、副学長を置くことができる。

2 副学長は、学長を補佐し、その命を受けて校務をつかさどる。

第51条の3 本学の学部に学部長を置く。

2 学部長は、学長を補佐し、その命を受けて、学部に関する事項を統括する。

第51条の4 本学に次の教員を置く。

教授、准教授、講師、その他必要な教員

第51条の5 本学に事務局を置き、事務職員その他必要な職員をもって組織する。

第12章 教授会

第52条 本学に教授会を置き、学長、教授、准教授及び専任講師をもって組織する。

第53条 学長は教授会を招集し、これを主宰する。

第54条 教授会は、本学の教育研究に関する重要な事項その他の事項について審議を行い、学長に対して意見を述べる。

2 教授会に関する詳細は、別に定める。

第13章 科目等履修生

第55条 科目等の履修を志望する者は、願書に科目及び期間を記入し、履歴書を添えて願出しなければならない。

第56条 科目等の履修を志望した者に対しては、教授会で選考のうえ、学長がこれを許可する。

2 前項により履修を許可された者は科目等履修生と称する。

第57条 科目等履修生の種類及び受講料は、別に定める。

第 57 条の 2 削除

第 58 条 本学則中、学生に関する規定は、これを科目等履修生に準用する。

第 58 条の 2～第 58 条の 3 削除

第 14 章 附属図書館

第 59 条 本学に附属図書館を置く。

2 附属図書館に関する事項は、別に定める。

第 15 章 附属教育研究機関

第 60 条 本学に附属教育研究機関を置くことができる。

2 附属教育研究機関に関する事項は、別に定める。

第 16 章 大学院

第 61 条 本学に大学院を置く。

2 大学院学則は、別に定める。

第 17 章 厚生保護施設

第 62 条 本学に保健室を設け、教職員・学生の保健管理にあたる。

第 63 条 本学に学生相談室を置き、学生のカウンセリングにあたる。

附 則

一、この学則は、昭和 41 年 4 月 1 日から実施する。

一、この学則に必要な細則は、別に定める。

附 則

一、本改正学則は、昭和 43 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

一、本改正学則は、昭和 44 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

一、本改正学則は、昭和 45 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

一、本改正学則は、昭和 47 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

一、本改正学則は、昭和 48 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

- 一、本改正学則は、昭和 49 年 4 月 1 日から実施する。
附 則
- 一、本改正学則は、昭和 50 年 4 月 1 日から実施する。
附 則
- 一、本改正学則は、昭和 51 年 4 月 1 日から実施する。
附 則
- 一、本改正学則は、昭和 52 年 4 月 1 日から実施する。
附 則
- 一、本改正学則は、昭和 53 年 4 月 1 日から実施する。
附 則
- 一、本改正学則は、昭和 54 年 4 月 1 日から実施する。
附 則
- 一、本改正学則は、昭和 55 年 4 月 1 日から実施する。
附 則
- 一、本改正学則は、昭和 56 年 4 月 1 日から実施する。
附 則
- 一、本改正学則は、昭和 57 年 4 月 1 日から実施する。
附 則
- 一、本改正学則は、昭和 58 年 4 月 1 日から実施する。
附 則
- 一、本改正学則は、昭和 59 年 4 月 1 日から実施する。
附 則
- 一、本改正学則は、昭和 60 年 4 月 1 日から実施する。
附 則
- 一、本改正学則は、昭和 61 年 4 月 1 日から実施する。
附 則
- 一、本改正学則は、昭和 62 年 4 月 1 日から実施する。
附 則
- 一、本改正学則は、昭和 63 年 4 月 1 日から実施する。
ただし、第 28 条に定める事項については、昭和 63 年度から適用する。
附 則
- 一、本改正学則は、平成元年 4 月 1 日から実施する。
附 則
- 一、本改正学則は、平成 2 年 4 月 1 日から実施する。
附 則
- 一、本改正学則は、平成 3 年 4 月 1 日から実施する。
附 則
- 一、本改正学則は、平成 3 年 10 月 1 日から実施する。
附 則
- 一、本改正学則は、平成 4 年 3 月 1 日から実施する。
附 則
- 一、本改正学則は、平成 4 年 4 月 1 日から実施する。
附 則
- 一、本改正学則は、平成 5 年 4 月 1 日から実施する。
附 則
- 一、本改正学則は、平成 6 年 4 月 1 日から実施する。
附 則

一、本改正学則は、平成7年4月1日から実施する。

附 則

一、本改正学則は、平成8年4月1日から施行する。

ただし、第44条に定める学費のうち、入学検定料については平成8年度入学志願者から、また、入学金・運営維持費・授業料（前期分）・施設設備費（前期分）については、平成8年度入学者から適用する。

附 則

一、本改正学則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

一、本改正学則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

一、本改正学則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

一、本改正学則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

一、本改正学則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

一、本改正学則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

一、本改正学則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

一、この改正学則は、平成18年4月1日から施行する。

一、この学則第4条及び第50条の規定にかかわらず、演奏学科及び作曲理論学科については、当該学科の学生が在籍しなくなるまでの間、従前通り存続するものとする。

一、この学則第44条に定める学費のうち、運営維持費については、平成18年度入学者から適用する。

附 則

一、この改正学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

一、この改正学則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

一、この改正学則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

一、この改正学則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

一、この改正学則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

一、この改正学則は、平成27年4月1日から施行する。

ただし、第44条に定める学費のうち、入学金・施設設備費については、平成27年度入学者から適用する。

附 則

一、この改正学則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

一、この改正学則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

一、この改正学則は、平成30年4月1日から施行する。

ただし、第44条に定める学費のうち、入学金・施設設備費については、平成30年度入学者から

適用する。

附 則

一、この改正学則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

一、この改正学則は、令和元年12月1日から施行する。

附 則

一、この改正学則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

一、この改正学則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

一、この改正学則は、令和4年4月1日から施行する。

ただし、第3条及び別表1については、令和4年度の入学生から適用し、令和3年度以前の入学生については、従前のおりとする。

(別表 2)

入学検定料 (※1) (※2)	55,000 円
入学金	600,000 円
運営維持費	年額 300,000 円
授業料	年額 1,360,000 円
	(前期分 680,000 円)
	(後期分 680,000 円)
施設設備費	年額 340,000 円
	(前期分 170,000 円)
	(後期分 170,000 円)
教職課程受講料 (※3)	
高等学校教諭一種免許状取得希望者	60,000 円
中学校教諭一種免許状取得希望者	100,000 円
高等学校教諭一種免許状及び中学校教諭一種免許状取得希望者	100,000 円
学費の納期	
(1) 授業料及び施設設備費の前期分、運営維持費 4月1日から4月15日	
(2) 教職課程受講料 受講予定者に大学が通知する日	
(3) 授業料及び施設設備費の後期分 10月1日から15日	
(3) 新入学者にかかる入学金及び第1項の学費 入学手続時	

(※1) 第二志望を志願する場合は、77,000 円、再入学を志願する場合は、27,500 円

(※2) 本校があらかじめ指定した学校からの推薦については、免除

(※3) 教職に関する授業科目を履修する者に限る。なお、免許状申請手数料は、含まない。